

京都府立朱雀高等学校定時制 部活動に係る活動方針

1 目的

- (1) 学校教育の一環として実施し、興味と関心のある同好の生徒が自主的・自発的に行う中で楽しさや喜びを味わうとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資することにより豊かな学校生活の実現を図る。
- (2) 部活動を通して、自律性や積極性、共感力等、社会生活を営む上で必要となる資質・能力を育むとともに、仲間意識の醸成に努める。
- (3) 生涯にわたってスポーツや文化等に親しむ態度や豊かな人間性を育む。

2 活動時間および休養日の設定

(1) 活動時間

- ア 学期中の火・木・金曜日の活動は通常 21 時以降からとし、22 時完全下校とする。土曜日は原則 18 時～20 時の活動とする。
- イ 特別校時日等における活動時間は 2 時間までを目安とする。
- ウ 長期休業中は火・木・金・土曜日を活動可能日とし、活動時間は学期中の土曜日に準じる。

(2) 休養日

- ア 通信制の授業及び活動日（月・水・日曜日）は活動停止とし、休養にあてる。ただし、日曜日の公式戦等はこの限りではない。
- イ 長期休業中は、ある程度長期のまとまった休養日を設ける。

(3) その他

- 定期試験 1 週間前から定期試験中は活動停止とする。ただし、試験後直近（1 週間程度以内）に公式戦が控えており、必要と考えられる場合は活動を認めることがある。

3 指導・運営にかかる体制の整備

- (1) 部活動顧問を複数配置し、教員の負担軽減を図る。
- (2) 必要に応じて、技術的な指導や援助等について部活動指導員や外部人材等適切な指導者の活用を図る。
- (3) 各部顧問団は年度当初に年間活動計画を作成・提出する。また、年度末に活動実績を報告する。
- (4) 年間活動計画等は部員及び関係保護者に公表する。
- (5) 土曜日・日祝日等に活動する場合、また、校外で活動する場合、各部顧問団は休日等活動許可願を事前に提出する。

4 指導の在り方

- (1) 安全管理・事故防止を徹底するとともに、体罰やハラスメント行為の根絶を図る。
- (2) 医・科学の研究成果を積極的に活用するなど、合理的でかつ効率的・効果的な活動の実現を図る。

5 部活動の維持向上のために

- (1) 地域等の理解・信頼を得られるよう、必要な情報を発信するとともに、夜間照明の消灯や活動時間の厳守など、適切な部の運営を行う。
- (2) 生徒・教職員の健康と安全の確保に努める。
- (3) 他課程との適切な連絡・調整や活動場所の十分な整備・清掃を行うなど、各課程が充実した活動を行えるよう配慮する。